

1. 出展募集対象

自らの製品・技術・サービスを出展することで新価値創造を目指し、新しいアイデアや製品・技術・サービスを求める企業・バイヤーとのビジネスマッチングを求める中小企業（※1）やベンチャー企業（※2）等。

出展製品・技術・サービス（以下、製品等）は、自社で開発した、または企画に携わった製品等が対象となります。

自社製品を持たない、卸売、小売業は対象外となります。

* 受託製造・サービス（試作・OEM・ODM等）は出展対象となります。

■ 新価値創造展2020（第16回 中小企業総合展 東京）では次の出展対象分野を設定し出展者を募集します。

◎ 出展対象分野・カテゴリー ※（ ）内はカテゴリーです。

1. 産業・技術 / 生産技術、新素材、IoT、ロボット
 (加工・成型・接合・表面処理/機械部品・機器/電気電子機器/理化学機械・光学機械/情報・通信/
 素材・材料/制御・自動運転・安全・セキュリティ/測定・分析機器・センサー/ロボット・ドローン/
 ソフトウェア・システム/受託サービス（試作・OEM）/その他)
2. 健康・福祉 / 健康、予防、医療、介護
 (臨床・処置/診断・予防/在宅製品・見守り/介護・リハビリ/ロボット・遠隔医療/
 診断支援・解析・センサー/その他)
3. 環境・社会 / 環境、防災、社会・地域課題
 (環境改善・保全/省エネ・リサイクル/水素・燃料電池/二次電池/再生可能エネルギー/スマートグリッド/
 高機能建材・高効率建築/防災・防犯/農林水産業の高効率化/その他)

※1 中小企業とは

<中小企業基本法による定義>

- 製造業、その他・・・資本金3億円以下または従業員300人以下
- 卸売業・・・資本金1億円以下または従業員100人以下
- 小売業・・・資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業・・・資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ゴム製品製造業（一部を除く）・・・資本金3億円以下または従業員900人以下
- ソフトウェア業・情報処理サービス業・・・資本金3億円以下または従業員300人以下

<その他対象となる中小企業の範囲について>

- ✓ 日本に法人登録している外資企業で、上の範囲に該当する企業は中小企業とみなします。
- ✓ 上の範囲に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する企業（みなし大企業）は対象に含みません。
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
- ✓ 屋号を持っている個人は、中小企業とみなします。事業協同組合、企業組合、協業組合も対象に含みます。

※2 ベンチャー企業とは

- 創業前又は創業後15年以内であって、上の範囲に該当する中小企業

2. 出展者の決定方法

(1) 出展者の決定方法

出展者は、応募者が入力した登録情報等をもとに、外部専門家から構成される審査委員が、新価値創造に対する取り組みなどについて、厳正かつ公正な審査を行い、評価点の高い順に総合的に決定いたします。

(2) 主な審査項目

展示する製品等の

「出展対象分野との適合性」「特徴・新規性・独創性」「競争優位性」「市場性」「出展意欲・訴求力」など。

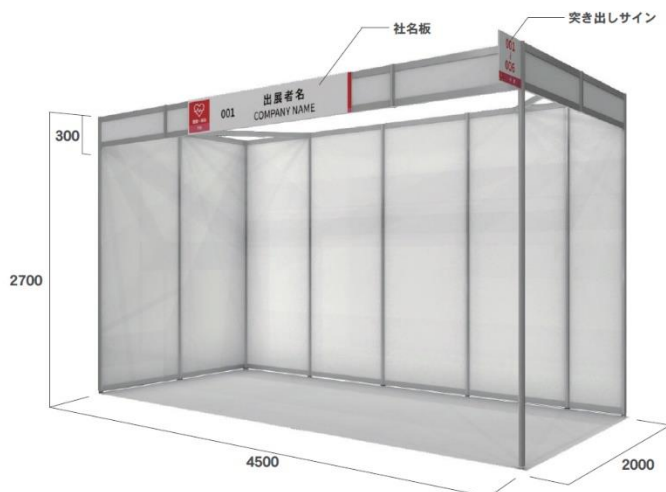
- 審査の結果は、8月中旬（予定）に書面にてご通知いたします。
- 審査結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- 出展申込フォームの必要事項には漏れなくご入力ください。

3. 小間仕様と出展料

以下の(1)と(2)のいずれを選択いただけます。

(1) 標準小間 ◆ 1小間 9㎡ (間口4.5m×奥行2.0m×高さ2.7m)

1小間あたり 3日間 110,000円 (税込)

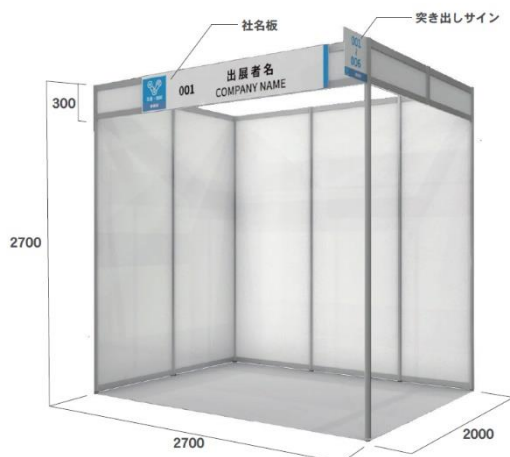


- ユニット式 3面パネル

※角小間になる場合は2面、通路側の袖パネルはつきません。

※実際の寸法とは異なる場合があります。

- (2) ミニ小間 ◆ 1小間 5.4㎡ (間口2.7m×奥行2.0m×高さ2.7m)
1小間あたり 3日間 77,000円 (税込)



- ユニット式 3面パネル
- ※ 角小間になる場合は 2面、通路側の袖パネルはつきません。
- ※ 実際の寸法とは異なる場合があります。

- (1)(2)の出展料には、システムパネル、パラペット、社名板、パンチカーペット(※)の料金が含まれています。
 (※)パンチカーペットは、原則、事務局が指定する色(グレー)となります。
- リース備品代、電気・通信回線使用料等の設備費は各出展者の負担となります。
- 原則 1小間ですが、やむを得ない場合に限り同一種類の連続(隣接)する 2小間までお申し込みが可能です。
 会場の制約等によりご希望に添えない場合もございます。
 また、2小間で出展する場合、2小間分の出展料がかかります。

<オプション代金例(消費税込み)>

● 電気関係

| | |
|------------------------------|---------|
| 電気幹線工事費及び電気使用料(100V:1.0kWまで) | 13,200円 |
| 100V2口コンセント(500W) / 個 | 3,850円 |
| LEDアームスポットライト(15W級) / 灯 | 4,950円 |

4. 被災企業に対する出展料の免除

自然災害等で事業活動に影響を受けた中小企業を支援するため、「災害救助法の適用を受けた被災地域に自らの工場・倉庫・生産設備等の事業用資産を有し、かつ激甚災害の被害を受けた中小企業」が出展する場合、復興を支援するための措置として出展料を免除します。対象は、2019年4月1日から新価値創造展 2020 会期末(2020年11月6日)までに発生した自然災害等です。

出展料免除措置要件に該当する中小企業は、出展募集時あるいは出展確定後 2021年1月31日迄に、被災地域に有する自らの事業用資産を対象とした罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書等の公的証明書写しを添付して、新価値創造展事務局に申請することで、出展料の免除(納入済の場合は返金)を受けることができま

す。また、中小機構等方針変更により、取扱い内容を改廃する場合があります。

●「7. 申込情報、添付資料」のうち、(3) ①の添付資料があり、震災による被害を受けた事実を確認できた場合にのみ出展料免除（無料）となります。

※必ずしも出展をお約束するものではありません。

5. 認定等について

以下の国等からの認定等を受けている場合、審査において評価の対象となります。

但し、本措置は出展をお約束するものではありません。

①経営革新計画の承認

「中小企業等経営強化法（旧中小企業新事業活動促進法）」に基づく「経営革新計画の承認」を受けていて、複数の条件※を満たしている場合。必要書類を提出いただく必要があります。※詳細は7. (3) ②を参照。

②新連携の認定

「異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）の認定」を受けていて、複数の条件※を満たしている場合。必要書類を提出いただく必要があります。※詳細は7. (3) ③を参照。

③SBIR 制度の特定補助金等の交付

中小企業技術革新制度（SBIR 制度）の特定補助金等の交付を受けていて、新規中小企業者※であって、特定補助金等※の交付を受けて開発した製品を出展する場合。

※新規中小企業者とは、「事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人」又は「設立の日以後の期間が10年未満の会社」をいいます。期間の算定は2020年4月1日時点とします。証憑等を提出いただく必要はありません。

※※特定補助金等とは、新価値創造展 2020 申込サイトに掲載されているものが対象です。

④J-Startup 企業の認定

J-Startup※に認定された企業である場合。証憑等を提出いただく必要はありません。

※経済産業省が推進するスタートアップ企業の育成支援プログラム

6. 申込方法

以下の URL にアクセスいただき、「出展規約」に同意の上、ウェブよりお申し込みください。

U R L (<https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/event/shinkachi2020/>)

7. 申込情報、添付資料

(1) 出展申込情報 …ウェブ申込

(2) 添付資料（必須） …申込フォーム上にアップロード

①会社案内

② 展示製品・サービスの説明カタログ

③ 展示製品・サービスの写真

※アップロードできるファイルは PDF、JPG、GIF、PNG に限ります。

（1 ファイルあたり上限サイズは 20MB まで。ただし、「③ 展示製品・サービスの写真」は、JPG、GIF、PNG のみで、上限サイズは 10MB まで。）

※③の写真は出展が決定した場合、ウェブサイトやガイドブック等に掲載しますので、精度の良いものをアップロードしてください。ただし、ガイドブック（冊子）掲載時のサイズは縦 3 cm×横 4 cm 程度を想定していますので、画像に文字等を含む場合、判読できない場合があります。

(3) その他資料・・・申込フォーム上にアップロード

※以下①～③に該当する場合のみ提出が必要となります。

① **被災した事実を確認できる資料**

※「4. 被災企業に対する出展料の免除」に該当する方のみ、下記いずれかの資料をご提出ください。

※自治体による罹災証明がない場合は被災証明書等、その他公的に証明できる書類等で代替することができます。

<必要書類>

被災地域に有する自らの事業用資産を対象とした①罹災証明書、②罹災届出証明書、③被災証明書等の公的証明書（いずれか）

② **経営革新** [中小企業等経営強化法（旧中小企業新事業活動促進法）に基づく経営革新計画] の承認について

中小企業等経営強化法（旧中小企業新事業活動促進法）に基づく経営革新計画の承認を受けており、以下の条件を満たし、経営革新計画の承認に係る必要書類を提出している場合、審査において評価の対象となります。（但し、本措置は出展をお約束するものではありません）

1. 出展する製品、技術、サービスが、承認を受けた経営革新計画の「経営革新の目標」（経営革新計画のテーマ）に合致していること。
2. 「新価値創造展 2020」の開催時期（2020/11/4 ～ 11/6）が、経営革新計画の計画期間中、または、計画期間終了月の翌月から数えて、丸 2 年を経過する月までの間に該当していること。

<必要書類>

中小企業等経営強化法第 8 条第 1 項（旧中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項）に基づく

1. 「都道府県知事等の承認書（都道府県知事等の押印文書）」
2. 「（別表 1）経営革新計画」

③ **新連携** [中小企業等経営強化法（旧中小企業新事業活動促進法）に基づく異分野連携新事業分野開拓計画] の認定
について

中小企業等経営強化法（旧中小企業新事業活動促進法）に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けており、以下の条件を満たし、異分野連携新事業分野開拓計画に係る必要書類を提出している場合、審査において評価の対象となります。

（但し、本措置は出展をお約束するものではありません）

1. 出展する製品、技術、サービスが、認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画のテーマに合致していること。
2. 「新価値創造展 2020」の開催時期（2020/11/4 ～ 11/6）が、異分野連携新事業分野開拓計画の計画期間中、または、計画期間終了月の翌月から数えて、丸2年を経過する月までの間に該当していること。

<必要書類>

中小企業等経営強化法第10条第1項（旧中小企業新事業活動促進法第11条第1項）に基づく「**経済産業局長の認定（経済産業局長等の押印文書）**」

8. 申込締め切り

2020年7月20日（月）

9. 注意事項

詳細は出展規約をご覧ください。出展申込時点をもって、出展のご案内及び申込についてに記載された全ての事項及び出展規約に同意したものといたします。

10. 新価値創造NAVI（ウェブ展示会）への掲載について

「新価値創造NAVI」とは、ウェブ上の年間を通した常設型の展示会となります。貴社の専用ページが設けられ、最大3つまで製品を掲載することができます。

【新価値創造NAVI未掲載の方】

「新価値創造展 2020」へお申し込みいただくと、「新価値創造NAVI（ウェブ展示会）」にも同時にお申し込みい

いただいたことになり、「新価値創造展 2020」への出展が決定した場合、自動的に「新価値創造 N A V I（ウェブ展示会）」にも掲載されることとなります。また、「新価値創造展 2020」への出展にいたらなかった場合であっても、「新価値創造 N A V I（ウェブ展示会）」へ掲載いただける場合もあります。詳細は、「新価値創造 P o r t a l 利用規約」をご確認ください。

【新価値創造 N A V I に既に掲載されている方】

「新価値創造展 2020」への出展可否に関係なく、現在掲載されている製品内容は引き続き、「新価値創造 N A V I」へ掲載されますが、今回の申込み製品を第 1 製品として登録しますので、各自ログインの上、表示順序や公開製品の入れ替え等、メンテナンスをお願いします。

また、企業情報は、今回の申込み内容に上書きされ、最新情報が反映されることとなります。

1 1. 新価値創造 N A V I（ウェブ展示会）の英訳について

「新価値創造 N A V I」の出展者ページは以下の構成となります。

掲載文は、お申し込みにて記載いただいた内容がそのまま反映されます。

- ①企業情報（申込項目 No. 2 : 会社名/住所/電話番号/法人番号）
- ②自社 P R（申込項目 No. 5）
- ③製品情報（申込項目 No. 6 : 製品名/基本性能/長所/納入実績/今後想定される用途）

上記①②については、

事務局にて英訳し、貴社の出展者ページの英語ページとして事務局が作成します。

上記③については、

英訳情報の掲載は選択制となります。英訳については貴社にてご対応いただくこととなります。自社での英訳が難しい場合は、事務局にて有料（※）にて英訳を承りますので、ご活用ください。（※）詳細は後日公開いたします。

1 2. お問い合わせ先

新価値創造展事務局（2020 年度）

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番 J R 神田万世橋ビル 16 階
（株式会社日経イベント・プロ内）

E-mail: shinkachi2020@nex.nikkei.co.jp

TEL : 03-6812-8677 FAX : 03-6812-8696

受付時間 : 09:30~17:30（土、日、祝日を除く）

※新価値創造展事務局は独立行政法人中小企業基盤整備機構より株式会社日経ビーピーが受託し運営していません。